

第十五号様式（第30条関係）（令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

小型船舶の船体識別番号等の打刻届出書

殿

年 月 日

届出者

住 所：.....

氏名又は名称：.....

小型船舶の登録等に関する法律 第15条第2項
 第16条第3項 の規定により船体識別番号

等の打刻について届け出ます。

船 体 識 別 番 号	
推 進 機 関 の 型 式	
打 刻 の 方 法	
打 刻 の 位 置	
備 考	

（日本産業規格 A 列 4 番）